

NPO和歌山有機認証協会 NEWS LETTER

NewsWOCA



2016年8月3日

発行：NPO和歌山有機認証協会事務局

〒641-0014 和歌山市毛見996-2

TEL：073-499-4736 FAX：073-499-4735

e-mail：woca@vaw.ne.jp URL：http://woca.jpn.org/w/

「認定の技術的基準」等の改正について

6月1日付けで「農林物資の規格化等に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い、同日付けで「認定の技術的基準」や「有機農産物等の検査方法」も改正され、さらに「有機JASマーク」の表示内容も改正されました。

正確には和歌山有機認証協会の公式ホームページ⇒「有機JAS認証」⇒「規格・基準・申請書類等」（以下URL）から、それぞれの改正内容をご確認ください。

<http://woca.jpn.org/w/jas/jas-document>

ただ、改訂は広範囲にわたりますし複雑な面もありますから、皆さんに直接関係のある変更部分に絞って以下、①～⑤の改正点について簡単に説明しますので、定められた期限内に必要な対応を行うようにしてください。なお不明な点はお問い合わせください。

①記録の作成と保存について

- 改正内容⇒内部規程に、生産行程や小分けの管理記録作成とその記録及び根拠書類の保存期間を以下の原則により盛り込むことが義務付けられました。なお、格付（格付表示）規程の記録の項もこれに合わせる必要があります。

原則⇒保存期間はこれまで「出荷の日から1年以上」となっていますが、今後は「消費期限又は賞味期限が、1年以上の場合は格付した日からその期限と同じ期間以上、1年未満の場合は格付した日から1年間以上」に改正されました。

- 対応作業⇒内部規程と格付（格付表示）規程の改訂

- 改訂期限⇒平成29年5月31日

- ・本協会が認定した内部規程及び格付（格付表示）規程にはすでに記録と根拠書類の保存期間が明記されているはずですので、上の原則を満たしているかご確認のうえ、もし満たしていない場合は改正して合わせるようにしてください。
- ・例えば現行の規程で「出荷の日から3年」等として、明らかにこの要求を満たしていれば基本的に変更の必要はないのですが、「出荷の日から」としている文言を「格付の日から」に改める方が、より適切でしょう。

②格付（格付表示）後に有機不適合となった荷口への対応

- 改正内容⇒格付規程（格付表示規程）に、格付（格付表示）後に有機不適合となった荷口への対応策を盛り込むことが義務付けられました。
- 対応作業⇒格付規程（格付表示規程）の改訂
- 改訂期限⇒平成29年5月31日
- ・本協会が認定した格付（格付表示）規程にはすでにこれに対応する記述が明記されているはずですが、今回の改正は「出荷後など認定事業者の手を離れてから不適合が判明した場合の対応」を明記することを求める趣旨ですので、現行の格付（格付表示）規定の記述がそこまで及んでいない場合は、「出荷後に不適合が判明した際はその旨を出荷先に通知したうえ、有機JASマークを除去または抹消する等、適切な措置をとる。」といった具体的な記述を補うようにしてください。

③有機JASマークに認定番号を記載すること

- 改正内容⇒有機農産物の生産行程管理者と小分け業者が付す有機JASマークで、認定機関名の下に認定番号を記載することが義務付けられました。
ただし、有機加工食品の生産行程管理者は対象外。また、有機農産物の生産行程管理者や小分け業者であっても、容器、包装、送り状から格付（格付表示）した認定事業者名が容易に特定できる場合は認定番号を表示しなくても良いとされています。
- 対応作業⇒現行の有機JASマークの下に認定番号を記載するよう有機JASマークの表示内容を改訂する。
- 改訂期限⇒平成29年8月31日
ただし本協会認定事業者の認定番号はホームページで公表しておりますので、さらに2年（平成31年8月31日）の猶予はあります。

④格付実績報告の報告内容一部変更

- 改正内容⇒毎年行っている前年度の格付実績報告の際に、有機農産物の生産行程管理者は「認定ほ場の面積」をあわせて報告することが義務付けられました。
- 対応作業⇒本協会では新しい報告様式を作成しますので、来年度の格付実績報告の際にはその用紙により、格付実績にほ場面積を付記してください。
- 対応期限⇒来年度の格付実績報告から

⑤ほ場に混入した禁止資材が微量であった場合の対処

- 改正内容⇒虚偽の表示や資材証明により禁止資材を使用した場合、また天災で非有機ほ場から禁止資材が流入した場合など、認定生産行程管理者の責に帰せない事情により認定圃場が汚染された場合の対処を明確にしました。
- 対応作業⇒特にありません。ただし、該当する事象が生じた際は直ちに本協会にご連絡ください。